

# 「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者」の登録要領

令和2年4月24日付第202000000181号  
(地独)鳥取県産業技術センター企画・連携推進部長通知

## 第1 趣旨・目的

本要領は、県内に主たる事務所を有し、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者を対象に、産業技術センター使用料、手数料等を減免することにより、センターを利用しやすい環境づくりを図り、もって県内事業者の技術力強化と県内産業の高付加価値化を目指すため、当センター企画・連携推進部長がその対象者を登録するために必要な手続を定める。

## 第2 減免の要件

県内に主たる事務所を有し、次のいずれかの要件に該当する事業者であること。

※「主たる事務所」とは、商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所をいう。

- (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）、地域経済変動対策資金（鳥取県）等、新型コロナウイルスに関する公的制度融資を利用していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつその後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上の減少が見込まれること。

## 第3 減免する範囲

### (1) 使用料

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則（以下「使用料規則」）第14条に規定する使用料

### (2) 指導料

使用料規則第17条に規定する指導料

### (3) 手数料

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験・加工等の実施に関する規則（以下「手数料規則」）第9条に規定する手数料（第7条第2項及び第3項に規定する試験分析等成績書を除く）

### (4) 減免率等

ア 県内に主たる事務所を置く小規模事業者登録要領（平成27年3月23日付第201400198703号(地独)鳥取県産業技術センター企画・連携推進部長通知）（以下「小規模事業者登録要領」という。）による登録を受けている者 2/3

イ 小規模事業者登録要領による登録を受けていない者 1/2

※ただし、減額後の額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨て、100円に満たない場合は100円とする。

## 第4 登録の申請

登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめこの登録要領に定める登録申請書1部（様式第1号）及び以下の必要添付書類1部を添えて各研究所を経由して、又は直接、本部企画・連携推進部企画室に提出するものとする。

## 【必要添付書類】

### (1) 減免の要件が、第2(1)の場合

- ・新型コロナウイルスに関する公的制度融資に係る契約書の写し1部

### (2) 減免の要件が、第2(2)の場合

- ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長による認定書(イー①、イー②、イー③のいずれか)の写し1部

(本書面に記載の減少率が、減免要件の5%以上である旨を確認します。)

### (3) 減免の要件が、第2(3)の場合

次のいずれかの認定書の写し1部

- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市町村長による認定書の写し
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長による認定書(イー④、イー⑤、イー⑥のいずれか)の写し

(本書面に記載の減少率が、減免要件の5%以上である旨を確認します。)

参考：昭和二十五年法律第二百六十四号 中小企業信用保険法 (定義)

#### 第二条

5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

(略)

四 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

## 第5 登録の手続き

- (1) 企画・連携推進部長は、登録申請書が提出された場合、添付書類に基づいて減免要件の適否確認を行う。
- (2) 確認後は直ちにデータベースに登録する。併せて登録された者(以下「登録事業者」)には登録されたことの通知(様式第2号)を行う。
- (3) 各研究所長は、使用料規則又は手数料規則に基づき登録事業者に対する減免の可否を判断し、承認する。

## 第6 登録の有効期間

登録事業者への使用料、指導料及び手数料の減免に係る第5(2)のデータベース登録の有効期間は、令和3年3月31日までとする。

### 附 則

この要領は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月24日から令和3年3月31日まで適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

鳥取県産業技術センター事業者登録申請書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

職 氏名 様

郵便番号

申請者 住 所

代表者職氏名

印

担当者職氏名

電話番号

「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者登録要領」（令和2年4月24日付第20200000181号（地独）鳥取県産業技術センター企画・連携推進部長通知）に基づき、「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者」の登録を受けたいので、下記のとおり必要添付書類を添えて申請します。

記

減免要件 の 該当区分	(1)	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）、地域経済変動対策資金（鳥取県）等、新型コロナウイルスに関する公的制度融資を利用していること。	<input type="checkbox"/>
	(2)	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少していること。	<input type="checkbox"/>
	(3)	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつその後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上の減少が見込まれること。	<input type="checkbox"/>

※ 該当区分をレでチェックしてください。

【必要添付書類】

- 減免要件が（1）の場合
  - 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）、地域経済変動対策資金（鳥取県）等、新型コロナウイルスに関する公的制度融資に係る契約書の写し1部
- 減免要件が（2）の場合
  - 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長による認定書（イー①、イー②、イー③のいずれか）の写し1部
- 減免要件が（3）の場合
  - 次のいずれかの認定書の写し1部
    - 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市町村長による認定書の写し
    - 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長による認定書（イー④、イー⑤、イー⑥のいずれか）の写し

様式第2号(第5関係)

鳥取県産業技術センター事業者登録通知書

年 月 日

別 記 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

職 氏名

年 月 日付けで申請のあったことについて、貴社（貴方、貴法人、貴団体）を「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者登録要領」に基づき、当該事業者として登録しましたので通知します。

なお、「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則」に基づく使用料（指導料含む。）の減免及び「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験・加工等の実施に関する規則」に基づく手数料の減免は、その都度、それぞれの規則に基づいて申請手続を行うことが必要です。